

# 秋田県公報

## 目次

規則  
 秋田県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(一・税務課)  
 告示  
 字の区域の変更(二八・市町村課)  
 大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(二九〇・三二二・商工業振興課)  
 地籍調査の成果の認証(三三三・農山村振興課)  
 秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更(三四・水産漁港課)  
 開発行為に関する工事の完了(三五・北秋田建設事務所)  
 都市計画事業の事業計画の変更の認可(三六・秋田建設事務所)  
 開発行為に関する工事の完了(三七・由利建設事務所)  
 証紙売りさばき人の指定(三八・会計課)

公告  
 土地改良事業工事の完了の届出(山本総合農林事務所)  
 県営土地改良事業の換地計画の決定(由利総合農林事務所)  
 市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定(仙北総合農林事務所)  
 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件  
 その他  
 平成十四年度行政書士試験の合格者(市町村課)

## 規 則

秋田県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十五年一月十七日

秋田県規則第一号

秋田県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

秋田県税条例の一部を改正する条例(平成十四年秋田県条例第五十九号)附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行期日は、平成十五年四月十六日とする。

秋田県知事 寺田典城

## 告 示

秋田県告示第二十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、鹿角市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十五年一月十七日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
鹿角市十和田大湯字大湯外一六国有林六一林班は <sup>10</sup> は <sup>11</sup> は <sup>12</sup> る、わ、か、よ、ら小班の次の道イ一から二介一までの点を順次結ぶ線及び道イ一の点と二介一の点とを結ぶ線で囲まれる区域	鹿角市十和田大湯字中滝
道イ一	北緯 四〇度二分二秒八一〇三
道イ二	東経 一四〇度五三分三七秒一六三七
道イ三	北緯 四〇度二分二秒四七一七
道イ四	東経 一四〇度五三分三六秒六二七一
中二補一	北緯 四〇度二分二秒三三〇二
中三	東経 一四〇度五三分三六秒八一六五
中四	北緯 四〇度二分二秒〇九九二
	東経 一四〇度五三分三七秒七二二二
	北緯 四〇度二分二秒〇五一二
	東経 一四〇度五三分三七秒八六二二
	北緯 四〇度二分二秒一一三三
	東経 一四〇度五三分三七秒二二三八
	北緯 四〇度五分三七秒九三三四
	東経 一四〇度二分二秒〇二二五

道一〇	道一九	道一八	道一七	道一六	道一五	道一四	道一三	道一二	道一一	道一〇	道九	道八	道七	道六	道五	中四補一
東經一四〇度五三分三八秒六七三 北緯四〇度二分二一秒九五三一	東經一四〇度五三分三八秒七一〇五 北緯四〇度二分二一秒九六二三	東經一四〇度五三分三九秒〇五八二 北緯四〇度二分二一秒〇七六一	東經一四〇度五三分三九秒六三二八 北緯四〇度二分二一秒三〇六六	東經一四〇度五三分四〇秒四五八五 北緯四〇度二分二一秒七五七二	東經一四〇度五三分四二秒〇一五三 北緯四〇度二分二一秒八二二三	東經一四〇度五三分四二秒七七六九 北緯四〇度二分二一秒八二二三	東經一四〇度五三分四三秒五一一五 北緯四〇度二分二一秒八二二三	東經一四〇度五三分四四秒二〇二一 北緯四〇度二分二一秒七〇〇一	東經一四〇度五三分四五秒五七二四 北緯四〇度二分二一秒二〇八三	東經一四〇度五三分四六秒四五一三 北緯四〇度二分二一秒四四八五	東經一四〇度五三分四六秒三九六五 北緯四〇度二分二一秒四四八五	東經一四〇度五三分四八秒二七五九 北緯四〇度二分二一秒二七五六	東經一四〇度五三分四八秒八七三九 北緯四〇度二分二一秒三八二八	東經一四〇度五三分四九秒九三四五 北緯四〇度二分二一秒三八二八	東經一四〇度五三分五〇秒六一八七 北緯四〇度二分二一秒七一一七	東經一四〇度五三分五二秒四二九九 北緯四〇度二分二一秒四二九九

道一三八	道一三七	道一三六	道一三五	道一三四	道一三三	道一三二	道一三一	道一三〇	道一二九	道一二八	道一二七	道一二六	道一二五	道一二四	道一二三	道一二二
東經一四〇度五三分五二秒六一五二 北緯四〇度二分二一秒六〇五五	東經一四〇度五三分五二秒二〇四九 北緯四〇度二分二一秒八三五九	東經一四〇度五三分五三秒八一〇九 北緯四〇度二分二一秒四一〇九	東經一四〇度五三分五四秒一一一五 北緯四〇度二分二一秒四五一八	東經一四〇度五三分五四秒〇九七六 北緯四〇度二分二一秒五〇九七	東經一四〇度五三分五四秒〇六八七 北緯四〇度二分二一秒五七六七	東經一四〇度五三分五四秒〇三九八 北緯四〇度二分二一秒六四八〇	東經一四〇度五三分五四秒〇一〇九 北緯四〇度二分二一秒七一一三	東經一四〇度五三分五四秒〇七八〇 北緯四〇度二分二一秒七九八〇	東經一四〇度五三分五四秒〇五九三 北緯四〇度二分二一秒八八〇〇	東經一四〇度五三分五四秒〇三〇六 北緯四〇度二分二一秒九七三三	東經一四〇度五三分五四秒〇〇一七 北緯四〇度二分二一秒一〇六六	東經一四〇度五三分五四秒〇二七三 北緯四〇度二分二一秒一七五九	東經一四〇度五三分五四秒〇五四〇 北緯四〇度二分二一秒二四五二	東經一四〇度五三分五四秒〇八〇七 北緯四〇度二分二一秒三三四五	東經一四〇度五三分五四秒一〇七四 北緯四〇度二分二一秒四二三八	東經一四〇度五三分五四秒一三四一 北緯四〇度二分二一秒五二三一

道一五五	道一五四	道一五三	道一五二	道一五一	道一五〇	道一四九	道一四八	道一四七	道一四六	道一四五	道一四四	道一四三	道一四二	道一四一	道一四〇	道一三九	
東經一四〇度五四分一四秒〇九八四	東經一四〇度五四分一四秒七九八〇	北緯四〇度二分一七秒三三八一	東經一四〇度五四分一五秒四四九二	北緯四〇度二分一七秒三三八一	東經一四〇度五四分一六秒七五二九	北緯四〇度二分一六秒〇七七八	東經一四〇度五四分一六秒三五四八	北緯四〇度二分一六秒〇七七八	東經一四〇度五四分一六秒三五四八	北緯四〇度二分一六秒〇七七八	東經一四〇度五四分一七秒九四二二	北緯四〇度二分一八秒一三三二	東經一四〇度五四分一八秒四一三〇	北緯四〇度二分一八秒四一三〇	東經一四〇度五四分一〇秒七一〇五	北緯四〇度二分一八秒八六七五	東經一四〇度五四分〇八秒八三四八

道一七三	道一七二	道一七一	道一七〇	道一六九	道一六八	道一六七	道一六六	道一六五	道一六四	道一六三	道一六二	道一六一	道一六〇	道一五九	道一五八	道一五七	道一五六
北緯四〇度二分一七秒七七七一	東經一四〇度五四分〇二秒二〇五	北緯四〇度二分一八秒〇二六六	東經一四〇度五四分〇二秒七一九六	北緯四〇度二分一八秒〇六三三	東經一四〇度五四分〇四秒一九三三	北緯四〇度二分一八秒七〇二二	東經一四〇度五四分〇四秒九〇八四	北緯四〇度二分一九秒〇八一九	東經一四〇度五四分〇五秒七〇九七	北緯四〇度二分一九秒〇八一九	東經一四〇度五四分〇五秒七〇九七	北緯四〇度二分一九秒〇八一九	東經一四〇度五四分〇五秒七〇九七	北緯四〇度二分一九秒〇八一九	東經一四〇度五四分〇五秒七〇九七	北緯四〇度二分一九秒〇八一九	東經一四〇度五四分〇五秒七〇九七

道イ九〇	東経一四〇度五三分四八秒三〇五五 北緯 四〇度二二分二秒七〇三五
道イ八九	東経一四〇度五三分四八秒二六九五 北緯 四〇度二二分二秒七〇四二
道イ八八	東経一四〇度五三分四九秒四九五一 北緯 四〇度二二分二秒四六五九
道イ八七	東経一四〇度五三分五〇秒一〇九八 北緯 四〇度二二分二秒四二三七
道イ八六	東経一四〇度五三分五〇秒七一一八 北緯 四〇度二二分二秒四二三七
道イ八五	東経一四〇度五三分五〇秒七一一八 北緯 四〇度二二分二秒四二三七
道イ八四	東経一四〇度五三分五〇秒七一一八 北緯 四〇度二二分二秒四二三七
道イ八三	東経一四〇度五三分五〇秒七一一八 北緯 四〇度二二分二秒四二三七
道イ八二	東経一四〇度五三分五〇秒七一一八 北緯 四〇度二二分二秒四二三七
道イ八一	東経一四〇度五三分五〇秒七一一八 北緯 四〇度二二分二秒四二三七
道イ八〇	東経一四〇度五三分五〇秒七一一八 北緯 四〇度二二分二秒四二三七
道イ七九	東経一四〇度五三分五〇秒七一一八 北緯 四〇度二二分二秒四二三七
道イ七八	東経一四〇度五三分五〇秒七一一八 北緯 四〇度二二分二秒四二三七
道イ七七	東経一四〇度五三分五〇秒七一一八 北緯 四〇度二二分二秒四二三七
道イ七六	東経一四〇度五三分五〇秒七一一八 北緯 四〇度二二分二秒四二三七
道イ七五	東経一四〇度五三分五〇秒七一一八 北緯 四〇度二二分二秒四二三七
道イ七四	東経一四〇度五三分五〇秒七一一八 北緯 四〇度二二分二秒四二三七

道イ九一	北緯 四〇度二二分二秒六二二二 東経一四〇度五三分四八秒〇九三九
道イ九二	北緯 四〇度二二分二秒五四一八 東経一四〇度五三分四七秒六〇二四
道イ九三	北緯 四〇度二二分二秒七〇七三 東経一四〇度五三分四六秒七〇三三
道イ九四	北緯 四〇度二二分二秒九四三三 東経一四〇度五三分四六秒一九九八
道イ九五	北緯 四〇度二二分二秒一〇七 東経一四〇度五三分四五秒三九八二
道イ九六	北緯 四〇度二二分二秒四二五七 東経一四〇度五三分四五秒三三三二
道イ九七	北緯 四〇度二二分二秒一四八四 東経一四〇度五三分四四秒一六九五
道イ九八	北緯 四〇度二二分二秒二八九〇 東経一四〇度五三分四三秒二一八七
道イ九九	北緯 四〇度二二分二秒二七七七 東経一四〇度五三分四二秒三七六二
道一〇〇	北緯 四〇度二二分二秒九七七二 東経一四〇度五三分四二秒三七六二
道一〇一	北緯 四〇度二二分二秒九七七二 東経一四〇度五三分四二秒三七六二
道一〇二	北緯 四〇度二二分二秒九七七二 東経一四〇度五三分四二秒三七六二
道一〇三	北緯 四〇度二二分二秒九七七二 東経一四〇度五三分四二秒三七六二
道一〇四	北緯 四〇度二二分二秒九七七二 東経一四〇度五三分四二秒三七六二
道一〇五	北緯 四〇度二二分二秒九七七二 東経一四〇度五三分四二秒三七六二
道一〇六	北緯 四〇度二二分二秒九七七二 東経一四〇度五三分四二秒三七六二
道一〇七	北緯 四〇度二二分二秒九七七二 東経一四〇度五三分四二秒三七六二
道一〇八	北緯 四〇度二二分二秒九七七二 東経一四〇度五三分四二秒三七六二
道一〇九	北緯 四〇度二二分二秒九七七二 東経一四〇度五三分四二秒三七六二
道一一〇	北緯 四〇度二二分二秒九七七二 東経一四〇度五三分四二秒三七六二
道一一一	北緯 四〇度二二分二秒九七七二 東経一四〇度五三分四二秒三七六二

秋田県告示第二十九号  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべ

き事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
平成十五年一月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

天王ショッピングセンター

南秋田郡天王町天王字蒲沼六十三の二十七

二 天王町長の意見

意見なし

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

天王町役場 産業課

(二) 縦覧期間

平成十五年一月十七日から同年二月十七日まで

秋田県告示第三十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
平成十五年一月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

本荘東ショッピングセンター

本荘市出戸町東梵天二百五十七外

二 本荘市長の意見

意見なし

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

本荘市役所 商工観光課  
(二) 縦覧期間

平成十五年一月十七日から同年二月十七日まで

秋田県告示第三十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
平成十五年一月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

西馬音内ショッピングセンター

雄勝郡羽後町字南西馬音内二百十三番

二 羽後町長の意見

意見なし

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

羽後町役場 企画商工課

(二) 縦覧期間

平成十五年一月十七日から同年二月十七日まで

秋田県告示第三十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
平成十五年一月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ新雄物川店

平鹿郡雄物川町沼館字佐田一番地の一外

二 雄物川町長の意見  
意見なし

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要  
意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

雄物川町役場 企画商工課

(二) 縦覧期間

平成十五年一月十七日から同年二月十七日まで

秋田県告示第三十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十五年一月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

(一) 調査を行った者の名称

琴丘町

成果の名称

山本郡琴丘町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域

(三) 山本郡琴丘町大字鹿渡の一部

(四) 実施年度及び認証面積

平成十三年度及び平成十四年度

〇・七九平方キロメートル

(五) 認証年月日

平成十五年一月十日

(二) 調査を行った者の名称

藤里町

成果の名称

山本郡藤里町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域

(三) 山本郡藤里町藤琴の一部

(四) 実施年度及び認証面積

平成十三年度及び平成十四年度

〇・六六平方キロメートル

平成十五年一月十日

(五) 〇・七九平方キロメートル  
認証年月日  
平成十五年一月十日

(三) 調査を行った者の名称

峰浜村

成果の名称

山本郡峰浜村の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域

(三) 山本郡峰浜村大字畑谷、塙、坂形の各一部

(四) 実施年度及び認証面積

平成十三年度及び平成十四年度

一・〇三平方キロメートル

(五) 認証年月日

平成十五年一月十日

(四) 調査を行った者の名称

雄和町

成果の名称

河辺郡雄和町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域

(三) 河辺郡雄和町大字戸賀沢の一部

(四) 実施年度及び認証面積

平成十二年度及び平成十四年度

〇・五一平方キロメートル

(五) 認証年月日

平成十五年一月十日

(二) 調査を行った者の名称

雄和町

成果の名称

河辺郡雄和町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域

(三) 河辺郡雄和町大字椿川の一部

(四) 実施年度及び認証面積

平成十三年度及び平成十四年度

一・六六平方キロメートル

(五) 認証年月日

平成十五年一月十日

平成十五年一月十日

六(一) 平成十五年一月十日  
調査を行った者の名称  
大館市

(二) 成果の名称  
大館市の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
大館市大字粕田の一部

(三) 実施年度及び認証面積  
平成十三年度及び平成十四年度

(四) 三・〇九平方キロメートル

(五) 認証年月日  
平成十五年一月十日

秋田県告示第三十四号

秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を変更したので、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第十項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。  
平成十五年一月十七日

秋田県知事 寺田典城

秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(一) 本県の水産業は、昭和二十年代後半から五十年代にかけては生産量及び生産金額とも次第に増加傾向を続け、生産量では昭和五十年に三万四千トン、生産額では昭和五十二年に百四十億円とピークを示した。しかし、その後は減少傾向が続き、近年は減少傾向に歯止めがかかってはいるものの、依然として低迷状況が続いている。

このような状況の中で、県北部沿岸、男鹿半島周辺及び県南部沿岸においては、依然として水産業が中核産業となっている地域も多く、地域振興のためにも水産業の発展を図っていく必要がある。そのため、海洋生物資源を適切に管理し、かつ、合理的に利用していくことが極めて重要な課題となっている。

(二) 本県沖合水域は、寒暖両流が交錯し多種類の魚介類が生息しているが、漁業生産構造において沿岸漁業を主体とした小規模経営体が大多数を占めることから多種少産傾向を示しており、複数の漁業種類間における漁場及び資源利用面での競合が見られるなどの問題点も多い。

一方、海洋生物資源の現状を見ると、我が国周辺水域においてはその多くが低

水準、減少傾向にあることから、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くなってきた。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

(三) 県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存及び管理措置を講じてきたところであり、その結果、アワビ等の地先資源を始め、近年では八タ八タに代表されるように広域回遊資源も含めた多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を推進するため、基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講ずることとする。

(四) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採補の数量の公表等の実効措置を講ずるため、第一種特定海洋生物資源の採補実績の確かな把握に努めることとする。

(五) 漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、内容、当該資源を取り巻く環境等により詳細な科学的データ又は知見が必要であるので、当該データの蓄積又は知見の進展を図るために、県水産振興センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(六) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

(七) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進していくこととする。

二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(一) 平成十四年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。

(1) すけとつだら 平成十四年四月から平成十五年三月まで 若干

(2) まあじ 平成十四年一月から十二月まで 若干

(3) ずわいがに 平成十四年七月から平成十五年六月まで 四十トン

(4) するめいか 平成十四年一月から十二月まで 若干

(二) 平成十五年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。

(1) すけとつたら

平成十五年四月から平成十六年三月まで

若干

(2) まあじ

平成十五年一月から十二月まで

若干

(3) ずわいがに

平成十五年七月から平成十六年六月まで

二十六トン

(4) するめいか

平成十五年一月から十二月まで

若干

三 第一種特定海洋生物資源(この漁獲可能量について定められた数量に関し実施すべき施策に関する事項

(一) すけとつたら

小型機船底びき網漁業(手繰第一種漁業)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

(二) まあじ

小型定置網漁業については、行使統数を維持するよう指導するとともに、漁獲量の把握に努めるものとする。

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

(三) ずわいがに

かご漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

(四) するめいか

五トン未満漁船によるいかつり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、漁獲規制については従来どおりとし、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

四 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(一) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資

源に関する調査及び研究の充実を更に進めることとする。

(二) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

秋田県告示第三十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十四年十月一日付け指令北建 千八百九十八で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年一月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都台東区

大和情報サービス株式会社 代表取締役 榎 本 昌 馨

二 開発区域に含まれる地域の名称

大館市餌釣字前田一番、二番、八十九番、九十番一、九十番二、九十五番、九十六番一、九十六番二、九十七番一、九十七番二、九十八番、九十九番、百番、百一番、百二番、百三番、百四番、百五番、百六番、百八番、百九番、百十番、百十一番、百十二番、百十三番、百十六番、百十七番、百十八番、百十九番、百二十番、百二十一番、百二十二番、百二十三番、百二十四番、百二十五番、百二十六番、百二十九番、百三十番、百三十一番、百三十二番、百三十三番、百三十四番、百三十五番、百三十六番、百三十七番、百三十八番、百三十九番、百四十番一、百四十一番一、百四十一番二、百四十二番、百八十五番、百八十六番一、百八十六番二、百八十八番、百八十九番、百九十番、百九十一番、百九十二番、百九十三番、百九十四番、百九十五番、百九十六番、百九十七番、百九十八番、百九十九番、二百番、二百一番、二百二番、二百三番、二百四番、二百五番、二百六番、二百七番、二百八番、二百九番一、二百十番一、二百十一番一、二百十四番一、二百十五番一、二百十六番一、二百十七番一、二百十八番一、二百十九番一、二百二十番一、二百二十一番一、二百二十二番、二百二十三番一、二百二十四番一、二百二十五番一、二百二十六番一、二百二十七番一、二百二十八番、二百二十九番一、二百三十番一、二百三十一番一、二百三十二番一、二百三十三番一、二百三十四番一、二百三十五番一、二百三十六番一、二百三十七番一、二百三十七番二、及び二百三十八番一

秋田県告示第三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条



第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
平成十五年一月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 施行者の名称 秋田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
秋田市計画下水道 秋田市公共下水道
- 三 事業施行期間  
昭和五十一年七月十六日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

昭和五十一年秋田県告示第五百一七号、昭和五十九年秋田県告示第五百五十七号、昭和六十年秋田県告示第二百二十四号、昭和六十一年秋田県告示第三百八十七号、昭和六十三年秋田県告示第六百九十八号、平成四年秋田県告示第六百七十三号、平成七年秋田県告示第四百十六号、平成十年秋田県告示第二百二十八号及び平成十一年秋田県告示第百十九号の事業地のうち、秋田市金足下刈字北野、字雨池並びに下新城長岡字毛無谷地並びに下新城中野字街道端西並びに飯島字掘川、字平右衛門田尻、字飯島水尻、字長山下、字田尻堰越、字田尻、字南場掛、字大袋並びに外旭川字大谷地、字小谷地、字待合、字四百刈、字神田、字梶ノ目並びに泉字五庵山並びに濁川字掘尾田、字後田、字鎌ノ沢並びに手形字大沢並びに柳田字境田、字川崎並びに広面字谷内佐渡並びに下北手松崎字大巻、字大沢田、字家ノ前、字碓並びに下北手桜字真実ヶ沢、字宮ヶ沢並びに桜二丁目並びに横森三丁目並びに榑山字石塚谷地並びに牛島東七丁目並びに新屋下川原町並びに新屋北浜町並びに仁井田字西潟敷、字切上、字新中島、字中新田並びに仁井田本町二丁目並びに四ツ小屋字東泉寺、字街道東、字下川原、字中野並びに四ツ小屋末戸松本字坂ノ上並びに新屋町字田尻沢並びに浜田字宮田沢、字家後、字石山、字出小屋、字元中村、字藍ノ原、字陣ヶ原及び字境川地内において事業地を変更する。

(二) 使用の部分  
変更なし

秋田県告示第三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十四年十二月十三日付け指令由建 三千二百八十一で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成十五年一月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

本荘市土谷字金山沢五番地十

株式会社本荘生コン

代表取締役 荒 川 洋 次

二 開発区域に含まれる地域の名称

本荘市土谷字金山沢五番十、五番二十一、六番二、六番四、七番一、八番、九番、十二番一、十二番二及び十二番三並びに字中峰八番一、八番二、八番四及び八番五並びに二十六木字下鎌田野七十八番九

秋田県告示第三十八号

秋田県証紙条例（昭和三十九年秋田県条例第三十五号）第六条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。  
平成十五年一月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

証紙売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	指定年月日
秋田市土崎港中央五丁目一番六号 保坂 律 子	秋田市土崎港中央五丁目一番六号	平成十五年一月八日

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、能代市産物土地改良区から土地改良事業（産物地区基盤整備促進事業（かんがい排水））に係る工事が平成十四年五月十三日完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。  
平成十五年一月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年一月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(中三地区担い手育成基盤整備事業)換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十五年一月二十日から同年二月十七日まで

三 縦覧場所 仁賀保町役場

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、協和町からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年一月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 町営土地改良事業(和田地区基盤整備促進事業(基幹水利施設))計画書及び条例の写し

二 縦覧期間 平成十五年一月二十日から同年二月十七日まで

三 縦覧場所 協和町役場

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年一月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

道路パトロールカー 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年三月二十四日(月)

(四) 納入場所

秋田県山本建設事務所

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(三)(二)(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年一月十七日(金)から同月二十七日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年一月三十一日(金)午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年一月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量  
超低温フリーザ 一台

(二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限  
平成十五年三月二十四日(月)

(四) 納入場所  
秋田県衛生科学研究所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)  
入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め、平成十五年一月十七日(金)から同月二十七日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年一月三十一日(金)午前十一時十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効  
規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他  
詳細は、入札説明書による。

そ の 他

平成十四年十月二十七日に実施した行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第四条第一項の規定による秋田県知事の委任に係る平成十四年度行政書士試験の結果、次の者が合格したので、公示する。

平成十五年一月十七日

財団法人行政書士試験研究センター 理事長 砂子田 隆

受験番号

〇五二〇〇〇一	〇五一〇〇〇二	〇五一〇〇〇三	〇五一〇〇〇九
〇五二〇〇〇一〇	〇五一〇〇〇三一	〇五一〇〇〇三三	〇五一〇〇〇三六
〇五二〇〇〇三七	〇五一〇〇〇四三	〇五一〇〇〇四四	〇五一〇〇〇五三
〇五二〇〇〇六〇	〇五一〇〇〇六八	〇五一〇〇〇八三	〇五一〇〇〇九三
〇五二〇〇〇九八	〇五一〇〇一〇三	〇五一〇〇一〇〇	〇五一〇〇一一二
〇五二〇〇一二二	〇五一〇〇一二三	〇五一〇〇一三七	〇五一〇〇一四五
〇五二〇〇一四九	〇五一〇〇一五三	〇五一〇〇一八一	〇五一〇〇一八六
〇五二〇〇二一一	〇五一〇〇二一四	〇五一〇〇二二三	〇五一〇〇二三九
〇五二〇〇二六三	〇五一〇〇二九二	〇五一〇〇三〇〇	〇五一〇〇三二六
〇五二〇〇三四一			

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄